

契約者のみなさまへ

S S I きみどり株式会社

新型コロナウイルス感染症による宿泊施設・自宅等療養者に係る療養証明書について

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では令和4年9月2日より、給付金を請求いただく際に、医療機関や保健所の負担軽減のため、療養証明書の発行を新たに医療機関や保健所に求めず、療養証明書以外に新型コロナウイルスに罹患したことが確認できる代替書類（※）により対応しております。

※ 代替書類としてMyHER-SYS画面での療養証明の他、新型コロナウイルスに罹患されたことが確認できる医療機関等で実施されたPCR検査の結果、診療明細書などでも対応しております

（既に療養証明書をお持ちの方は、その療養証明書でご請求いただけます）